

# 全国市町村国際文化研修所研修生派遣経費助成金交付要綱

〔平成24年 4月20日〕  
要綱 第 3 号

改正 令和3年 2月 9日要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が千葉県内の指定都市を除く市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行政の国際化に対応するため、市町村等職員（以下「職員」という。）の能力育成を目的として、財団法人全国市町村研修財団全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化アカデミー」という。）に職員を研修生として派遣するのに要する経費の一部を助成（以下「助成金」という。）するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 助成金の交付対象となる研修は、国際文化アカデミーの実施する「グローバルな視点で地域経営を学ぶ～多様な主体を活かす～」研修とする。

(助成金の額)

第3条 助成額の対象は、研修生1人につき20万円を限度として、毎年度予算の範囲内で理事長が定める額とする。

(助成金の申請)

第4条 市町村等の長は、職員が第2条第1項の規定による研修を修了した場合は、様式第1号の助成金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、申請内容が適当と認めたときは、申請のあった市町村等の長に様式第2号により助成金の交付決定をするものとする。

(助成金の交付)

第6条 理事長は、前条により交付決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

全国市町村国際文化研修所研修生派遣経費助成金交付申請書

第 号  
年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会  
理事長 様

市町村等の長

印

このことについて、全国市町村国際文化研修所研修生派遣経費助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 内訳

受講者氏名	研修期間

3 添付書類 研修修了証書(写し)

4 送金先 銀行 支店

科目

口座番号

名義(フリガナ)

様式第2号

全国市町村国際文化研修所研修生派遣経費助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

市町村等の長 様

公益財団法人千葉県市町村振興協会  
理事長 ⑩

年 月 日付けをもって申請のあった全国市町村国際文化研修所  
研修生派遣経費助成金については、全国市町村国際文化研修所研修生派遣経費助  
成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

1 助 成 金 円

2 交付年月日 平成 年 月 日